

六月九日。幕府、中院通淳に、江沼郡額田莊を還付す。

【建内記】

八五七

中院大納言家雜掌申。加賀國額田莊年貢内萬疋事、南松院僧正隆有申旨證文不分明、恣掠給款。其上先公宰相中將入道家莊被出避狀了。所詮如元所被返付也。中院大納言家可被令領知之由、所被仰下也。仍下知如件。
(通淳)
(通守)

嘉吉三年六月九日

沙彌 (畠山持國)

六月九日。幕府、山城寶鏡寺妙喜庵に、羽咋郡氣多社社務職を安堵せしむ。

【寶鏡寺文書】

山城

八五八

能登國一宮氣多社々務職事、妙喜庵當知行云々。不可有相違之由、所被仰下也。仍下知如件。

嘉吉三年六月九日

沙彌 (畠山持國) 在判

十二月廿七日。幕府、狩野家澄に、江沼郡福田莊内菅浪郷地頭・公文兩職及び菅生社社主職を還

付す。

【狩野文書】

八五九

加賀國福田莊内菅浪郷地頭・公文兩職、並菅生社社主職等事、被返付狩野敷地加賀守家澄訖。者、如元可令領知給之由、所被仰下也。仍下知如件。

嘉吉三年十二月廿七日

沙彌 (畠山持國)

(永享七年十二月廿六日の條參照。)

嘉吉四年

甲子

文安元年

二月五日

紀元二二〇四

改元

六月。二松備前入道永薰、山城勸修寺領江沼郡那家莊預所職を返付せられんことを幕府に請ふ。

【勸修寺文書】

山城

八六〇

二松備前入道永薰申狀

二松備前入道永薰謹言上

加賀國那家莊預所職問事

右彼庄者、普代知行無相違處、先門主之御時、無謂被召

放條數存者也。雖然、鹿苑院殿様・勝定院殿様御判、同先職御時門跡依被成下直務之御教書・當門主之令旨并寺中老若之連署等被成返永薰間、則副進上。所詮任代々御判旨、仰御成敗爲全知行、粗謹言上如件。

文安元年六月 日

(本文書先職御時以下の文意解し難し。)

文安二年 乙丑 紀元二二〇五

七月十九日。能登守護畠山義忠、鹿島郡永光寺に、同寺領の諸公事を免除す。

【永光寺文書】 鹿島郡

八六一

能登國洞谷山永光寺事、師檀上者、於寺領諸公事者、任先例免除處也。仍狀如件。

文安貳年七月十九日

沙彌 (畠山義忠) 在判

住持

七月十九日。能登守護畠山義忠の奉行人忠光、泊彌次郎が出仕せざるを以てその知行分を收め

て料所となさしむ。

【筒井文書】

鳳至郡

八六二

泊彌次郎方事、兼々無出仕之上者、任御法、知行分爲御料所、被定御代官候。但以内々儀、被仰出子細候間、目出候。其段定彌次郎方可被申候。可得其意候也。謹言。

文安二年

忠 光 在判

七月十九日

池田中務承殿

氷室兵庫入道殿

(この文書の年紀を、温故古文抄等に癸亥とするものは非にして、原本を見るに文安二年とせり。)

八月四日。能登守護畠山義忠の奉行人忠光、鹿島郡永光寺に制札を與ふ。

【永光寺文書】

鹿島郡

八六三

制札

右能登國洞谷山永光寺事、於寺内門前甲乙人亂妨狼藉山林竹木採用等、任先例儘可令停止之狀如件。